

# フロン排出抑制法の概要

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
長野県支部

1

- 平成27年4月1日施行の**フロン排出抑制法**によって、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者が機器を使用・管理していく上で守るべき「**判断の基準**」が定められ、年度毎に国に対し漏れ出たフロン量を報告する義務が課せられた。
- 地球温暖化とオゾン層破壊に原因となるフロン類(CFC、HFC、HCFC)の排出抑制のため、**第一種特定製品(※1)**の**管理者(所有者など)(※2)**に機器及びフロン類の適切な管理を義務付けた。

2

# 建設・鉱山機械の空調は第一種特定製品に該当する

## (※1) 第一種特定製品とは

エアコンディショナーの機器については、日本標準商品分類の大分類6:中分類56 冷凍機、冷凍機応用製品及び装置を基本にして分類される。

562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー

3

## (※2) 管理者とは

「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」(第二条第8項)と定義されている

所有者及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有／自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でない場合(リース／レンタル製品等)	当該製品のリース／レンタル契約において、管理責任(製品の日常的な管理、故障時の修理等)を有する者

4

# 管理者に義務付けされること

## 機器の設置に関する義務

### ●機器の適切な場所への設置

(機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全)

## 機器の使用に関する義務

以下、  
これについて  
説明

- ①機器の点検の実施
- ②点検等の履歴の保存
- ③漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填の禁止
- ④フロン類算定漏えい量の報告
- ⑤機器整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託

## 機器の廃棄等に関する義務

### ●機器廃棄時などのフロン類回収の徹底

5

## ①機器の点検の実施

点検項目	点検内容	点検対象条件と頻度	点検実施者	点検方法
<b>【簡易点検】</b> 全ての第一種特定製品	<b>【運転席内】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・運転席内温度並びに作動状況の確認</li><li>・製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候有無</li></ul> <b>【運転席外】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・圧縮機、コンデンサ、レシーバタンク等機器並びに配管等の損傷、腐食、錆、油にじみ、フロン類漏えいの兆候有無</li></ul>	<b>【条件】</b> 全ての機器 3か月に1回以上	・実施者の具体的な制限なし	目視点検  安全で容易に目視できる場合に限定
<b>(上乗せ) 【定期点検】</b> うち、圧縮機に用いられるエンジンの定格出力が一定規模以上のもの	上記簡易点検内容に加えて、直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による漏れ検査	<b>【条件】</b> 機器の圧縮機に用いられるエンジンの出力が 7.5kW以上 50kW未満(※) 3年に1回以上 50kW以上は1年に1回以上	・機器の定期点検に関して十分な知見を有する者 (社外・社内を問わない)	直接法や間接法による冷媒漏えい検査

\* エンジン(電動機含む)からベルト等を用いて動力を得て、エアコンディショナーの圧縮機を駆動させる機器については、当該エンジンの定格出力ではなく、定格出力のうち、当該圧縮機が消費する出力により判断する。

6

## ②点検等の履歴の保存 (点検・整備記録簿)

- 管理者は機器の点検や修理、冷媒の充填、回収等の履歴を記録・保存する必要があります。
- 点検・記録簿への記載内容
  - (1)機器を特定する情報
    - ・所有者、管理者(住所)
    - ・本体型式、製造番号
  - (2)冷媒種類、番号、初期充填量
  - (3)点検・修理等の実施者並びに依頼先  
対応日時、内容、結果、冷媒充填量

7

### 点検・整備記録簿の例(簡易点検記録表)

廃棄まで保存		車両系荷役運搬機械 車両系建設機械	道路運送法第3条に規定する 大型特殊自動車・小型特殊自動車を含む	様式SR-AC-01
<b>エアコンディショナー 簡易点検記録表</b> (フロン排出規制法に関わる第一種特定製品の簡易点検の検査を行う事項)				
※第一種特定製品の自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く)を装着していること。				
本体 メーカー名	管理 No.	フロン排出抑制法に関わる第一種特定製品		
型式		種類	冷媒 番号	出荷時 封入量
製造 番号		R		kg
簡易点検 実施場所	(非売品 在庫管理対象外)			
簡易点検 実施日	年   月   日	簡易点検 実施者名		
簡易点検実施会社 住所・名称				

8

区分	No.	簡易点検箇所	簡易点検内容	簡易点検方法	簡易点検結果		補修内容
					良	不良	
車外	1	コンプレッサー	ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、異常振動、異音、油のにじみ、取付	目視 聴診 触診			
	2	コンデンサ	汚れ、損傷、腐食、錆び、油にじみ、取付	目視			
	3	ファン	ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、異常振動、異音、油圧・電動、取付	目視 聴診 触診			
	4	レシーバー、配管類	サイトグラス汚れ、作動、損傷、腐食、錆び、油にじみ、取付	目視			
車内	5	エバボレーター	作動、異常振動、異音、取付	目視 聴診			

所有者への要請等	次回簡易点検年月 年 月				
簡易点検結果内容欄					
照合No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補修実施内容		
備考	1. 点検の結果、異常のないものは、点検結果欄の良に、又異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 点検の結果が異常なものについては、点検内容、点検方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 点検の結果、フロン類に補修が必要な場合は、点検結果内容欄に記載し専門点検をおこなう。 4. 簡易点検は3か月に一回以上点検する。 5. 点検表は、当該管理第一種特定製品を廃棄するまで、保存する。				
	記号	調整	綿付	清掃	該当なし
	A	T	C	—	

※1 この簡易点検表は、1枚のものを三分割したものであり、実際は1枚です。  
 ※2 点検・整備記録簿は、記載内容の記録すべき事項を満たせば、様式は任意です。

## ②点検等の履歴の保存 (運用方法)

